

# 委託契約書(案)

- 1 業務名 令和7年～11年度下水道等処理施設維持管理業務(高森町)
- 2 業務場所 下伊那郡高森町下市田3929番地1 高森町終末処理場他3施設
- 3 契約期間 令和7年〇月〇日から令和12年3月31日
- 4 業務期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 5 委託料金 金 円也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10乗じて得た額である。

ただし、各年度における委託料は、次のとおりとする。

令和7年度	金	円	
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	金		円)
令和8年度	金	円	
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	金		円)
令和9年度	金	円	
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	金		円)
令和10年度	金	円	
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	金		円)
令和11年度	金	円	
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	金		円)

- 6 契約保証金 金 円

ただし、公益財団法人長野県下水道公社会計規程第52条第3項及び公益財団法人長野県下水道公社工事事務等処理要綱第39により、その納付は免除する。

上記の委託業務について、委託者 公益財団法人長野県下水道公社 理事長 宮原茂 と受託者 〇〇〇〇 〇〇〇〇 とは、各々の対等な立場における合意に基づき、本契約書に従って公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、本契約書は令和7年4月1日までに高森町と公益財団法人長野県下水道公社の間で下水道等処理施設維持管理業務に係る委託契約が成立しない場合は、委託者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。なお、契約が成立しない場合において、受託者に損害が生じた場合においても、委託者はその損害を賠償する責めを負わないものとする。

- (A) 本契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。
- (B) 本契約の証として本書内容を記録した電磁的記録を作成し、当事者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

【注】(A)は紙の契約書を作成する場合、(B)は電子契約を行う場合に使用する。

令和 年 月 日

委託者

長野市大字南長野字幅下 667 番 6  
公益財団法人長野県下水道公社 理事長 宮原 茂 印

受託者

保証人

## 第1章 総則

### (総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、本契約書（鏡、条文、別紙を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（要求水準書、別冊の図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書及び設計図書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、本契約の履行に当たり、別紙15に示す関連法令等を遵守する。
  - 3 本契約に定める催告、請求、通知、報告、届出、回答、承諾、指示及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する通知・報告等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った通知・報告等を書面に記載し、14日以内にこれを相手に交付するものとする。
  - 5 委託者及び受託者は、この契約に定める協議を行うときは、協議の内容を書面に記録するものとする。
  - 6 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 本契約の履行に関して、委託者と受託者の間で用いる計量単位は、本契約書及び提案書（以下、これらを総称して「本契約等」という。）に特別の定めがある場合並びに委託者が承諾した場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
  - 9 期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
  - 11 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し疑義が生じた事項については、委託者及び受託者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。
  - 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### (用語の定義)

第2条 本契約における各用語の定義を以下に示す。

- (1) 要求水準とは、本契約に従い受託者が満たすべき業務の水準及びその他遵守すべき事項をいう。

- (2) 性能基準とは、水質汚濁防止法における排水基準、同法に基づく都道府県条例による上乗せ基準、下水道法に基づく放流水質基準をいう。
- (3) 管理基準とは、過去の実績等により委託者が独自設定した基準をいう。
- (4) ペナルティとは、受託者が行う業務に対する要求水準が達成されない場合、その対価である業務委託費を減額し或いは契約解除することをいう。
- (5) インセンティブとは、受託者による運転管理の効率化により、維持管理コストが削減された場合等に、単に業務委託費を削減せず、受託者の報奨として受託者の利益になるように増額することをいう。(報奨金と言われる場合もある)。
- (6) 成果物とは、業務報告書等の本契約の目的物をいう。
- (7) 不可抗力とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責に帰すことができないもので、委託者及び受託者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できない事由のことをいう。
- (8) 下水道等管理者とは、本件施設の下水道管理者又は浄化槽管理者をいう。

#### (業務の範囲)

第3条 委託者は、受託者に対し、令和6年12月13日付入札公告(以下「入札公告」という。)、受託者が入札公告に従って提出した令和 年 月 日付技術提案書(以下「提案書」という。)及び本契約に基づき要求水準書別表-1及び別表-2に記載された対象施設(以下「本件施設」という。)の運転管理業務等(以下「本件業務」という。)を委託し、受託者はこれを受託する。

本件業務の主要設備は、要求水準書別表-2のとおりとする。

- 2 受託者の業務範囲は要求水準書別表-3に記載された業務とする。
- 3 受託者は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

#### (再委託)

第4条 受託者は、本件業務の全部又は主要業務を一括して、第三者に委託又請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、次の業務について第三者に委託又は請け負わせることができる。

- (1) 農業集落排水設備の保守点検業務に係る部分

ただし、長野県浄化槽保守点検業者登録の管轄が南信州で、営業区域が高森町に登録を有する者が行うこと。

- (2) 修繕業務

- (3) 消防設備等点検業務

- 3 受託者は、前項に定める以外の業務の一部について第三者に委託又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 4 前2項に基づき本件業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、受託者は当該第三者による業務の遂行につき一切の責任を負担し、当該第三者の責めに帰すべき事由は受託者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 受託者は、業務を第三者に委託又は請け負わせた場合は、書面により委託者に報告するものとする。

(総括責任者)

第5条 受託者は、業務の総括責任者を選任し、契約締結後7日以内に、委託者に届けなければならない。変更した場合も同様とする。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 本契約書に定められた、本件業務の目的、内容等を十分理解し、現場の最高責任者として、本件業務の管理及び従業員の指揮、監督を行う。

(2) 業務委託費の変更、委託期間の変更、業務委託費の請求及び受領、第6条第1項及び第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約等に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとする場合は、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第6条 委託者は、総括責任者が本件業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

2 総括責任者以外で、受託者が業務を施行するために使用している従事者、第4条第2項又は第4条第3項により受託者が本件業務の一部を再委託した再受託者等についても、前項を準用する。

3 受託者は、前2項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に委託者に通知しなければならない。

4 受託者は、委託者の職員または本件業務以外の業務の受託者が著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

5 委託者は、前項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(契約期間及び業務期間)

第7条 契約期間は、令和7年〇月〇日から令和12年3月31日までとする。

- 2 業務期間は、令和7年4月1日（以下「業務開始日」という。）から令和12年3月31日（以下「業務期間満了日」という。）までとする。また、令和7年3月1日から業務開始日の前日までを業務準備のための期間（以下「業務準備期間」という。）とし、受託者の費用により、第2章に規定された業務開始のための準備を行うものとする。

(契約の保証)

第8条 受託者は、保証人を立てない場合は本契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第四号の場合は、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 本契約による債務の不履行により生ずる損害賠償金の支払いを保証する銀行又は委託者が确实と認める金融機関の保証
- 四 本契約の定めによる債務不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結

- 2 前項に定める保証金額又は保険金額は、業務委託費の100分の10以上としなければならない。

- 3 受託者が第1項第三号又は第四号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第43条第2項各号に規定する者による契約解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第1項第三号及び第四号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 業務委託費の増額変更があった場合は、保証金額又は保険金額が変更後の当該業務委託費の100分の10に達するまで、委託者は、保証の増額を受託者に請求することができる。また、減額変更があった場合は、受託者は、委託者に対し保証金額の減額を請求することができる。

(著作権の利用等)

第9条 委託者が本契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類、図面等（委託者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、委託者に帰属する。

- 2 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡する。

- 3 受託者は、委託者が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるよ

うにしなければならず、自ら又は著作者（委託者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は委託者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること

(3) 本件施設の維持管理、修繕等のために必要な範囲で、委託者又は委託者が委託する第三者をして、成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

4 受託者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、予め、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

5 委託者は、成果物について、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

#### (著作権等の譲渡禁止)

第10条 受託者は、自ら又は著作者をして、成果物にかかる著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、予め、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### (著作権の侵害防止)

第11条 受託者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する。

2 成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

#### (優先関係)

第12条 本契約書及び契約書に基づく業務の書類の間で齟齬が生じた場合、本契約書を優先する。ただし、受託者による技術提案が本件仕様書の水準を超える場合には、当該提案部分については、受託者の技術提案が優先する。

#### (善管注意義務)

第13条 受託者は、業務の実施にあたり、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

## 第2章 業務準備等

### (施設機能の確認)

第14条 受託者は、業務準備期間に、委託者が配布した施設機能報告書（以下「施設機能報告書」という。）の内容が別紙4に定める保全管理等要求水準を満たしていること及び本件施設の状況が施設機能報告書と一致していることを確認しなければならない。

2 受託者は、前項の確認において、施設機能報告書の内容が別紙4に定める保全管理等要求水準を満たさないこと、又は本件施設の状況が施設機能報告書と一致していないことを確認したときは、速やかに委託者にその内容を報告しなければならない。

3 委託者は、前項の報告を受けたときは、速やかに報告内容を確認しなければならない。確認の結果、施設機能報告書の内容が別紙4に定める保全管理等要求水準を満たさないこと、又は本件施設の状況が施設機能報告書と一致していないことが認められるときは、受託者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとし、受託者の損害が認められるときは、必要な費用を負担する。

### (事業・業務実施計画)

第15条 受託者は、契約締結後、業務開始日の7日前までに、その費用により、本契約等に記載された条件を満たす事業実施計画書を作成して委託者に提出し、確認を受けるものとする。事業実施計画書には別紙5に記載した事項を記載しなければならない。また、提案書記載内容についても、事業実施計画書に盛り込むものとする。ただし、事業実施計画書が、本件業務委託の主旨を踏まえていなかった場合、委託者は受託者に対し必要に応じて改善を要求することができるものとする。受託者は、当該改善を行った事業実施計画書を、業務開始日までに、委託者に提出して確認を受けなければならない。

2 受託者は、事業実施計画書を基に受託者が実施する運転管理業務及び保全管理業務等に係る年間及び月間計画を示した業務実施計画書を作成し、当該年度及び当該月の前月25日までに、委託者に提出し、確認を受けるものとする。業務実施計画書には別紙5に記載した事項を記載しなければならない。ただし、業務実施計画書の内容と、事業実施計画書で示した運転管理計画や保全管理計画等との整合が確認できなかった場合、委託者は受託者に対し必要に応じて改善を要求することができるものとする。受託者は当該改善を行った業務実施計画書を、業務開始日までに委託者に提出し、確認を受けなければならない。

3 受託者は、業務実施計画書に基づき本件業務を実施するものとする。委託者は、業務実施計画書に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、受託者に説明を求めることができる。委託者は、受託者の説明を受けたうえで、なお業務実施計画書に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、受託者に改善（業務実施計画の見直しを含む）を指示することができる。

- 4 受託者が事業・業務実施計画の変更を希望する場合、受託者は、変更希望日の7日前までに変更理由及び変更内容を委託者に書面で提出するものとする。
- 5 委託者は、事業・業務実施計画書に記載された提案書記載内容について、受託者が実施していない、又は達成できていないことを認めた場合、別紙11に定める手続きにより、受託者に対し業務委託費の減額等を請求することができる。

(許認可の取得等)

- 第16条 受託者は、法令上、要求水準書別表-7に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
- 2 受託者は、前項のほか、本件業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し業務に当たるものとする。

### 第3章 運転管理業務

(流入基準)

- 第17条 委託者は、流入水の水量及び水質が、別紙2の流入基準を満たすよう、下水道等管理者の代行者として努めるものとする。
- 2 委託者は、その故意又は過失によって流入基準に反する水量及び水質の流入水を流入させたことにより受託者に損害を生じたさせた場合、受託者に対しその損害(本契約に基づき追加費用として支払われた費用相当分を除く。)を賠償する責任を負うものとする。

(放流水質管理基準または放流水質性能基準を満たさない場合)

- 第18条 受託者は、流入水を別紙3に定める放流水質基準に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第20条第2項又は第20条第4項において、受託者の責任が問われない場合はこの限りではない。
- 2 放流水質性能基準が達成されなかったときは、受託者は達成されていないことが判明した時点で直ちに委託者へ報告するとともに、応急処置(場合によっては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の二による措置)をとるものとする。
  - 3 前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、別紙3に定める放流水質管理基準又は放流水質性能基準が達成されなかったときは、別紙6に規定される対応手順に基づき、委託者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は改善計画書の提出を命じられてから7日以内に改善計画書を委託者に提出しなければならない。受託者は委託者に確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
  - 4 前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、放流水質性能基準が達成されなかったときは、委託者は、別紙6及び別紙11に定められた基準に従い業務委託費の減額、第41条による本契約の解除、第38条による損害賠償の請求及び第43条による違約金の請求

等を行うことができる。

- 5 別紙6に示す、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質管理基準又は放流水質性能基準が達成されなかったときは、前項の規定にかかわらず、委託者は、業務委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求等を行わないものとする。また、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質管理基準又は放流水質性能基準が達成されなかった場合、受託者は、受託者に生じた追加費用（受託者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く。）を委託者に請求することができるものとする。

（流入水の水量、水質の変化の把握）

- 第19条 受託者は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が別紙2の範囲を逸脱している場合、速やかに委託者に報告するものとする。
- 2 委託者は、流入水量及び水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受託者に通知するものとする。

（流入水が流入基準を満たさない場合）

- 第20条 流入水が水質に関する流入基準を満たさなかった場合においても、受託者は、放流水質管理基準又は放流水質性能基準を達成することができるよう努めるものとし、委託者から指示がある場合はそれに従うものとする。
- 2 第1項の場合、放流水が放流水質管理基準又は放流水質性能基準を満たしていないとき、受託者は責任を負わない。また、受託者は、委託者に対し、これにより生じた追加費用を別紙11に従い請求することができる。ただし、受託者が本条第1項に違反した場合又は受託者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。
  - 3 受託者は、流入水が、別紙2に示す水量に関する流入基準を満たさなかった場合、別紙7に従い対応するものとする。
  - 4 第3項の場合においては、放流水が放流水質管理基準又は放流水質性能基準を満たさない場合においても、受託者は責任を負わず、これを理由とする業務委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等を行われたいものとする。ただし、受託者が本条第3項の対応方法に従わなかった場合又は受託者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

（その他の運転に関する条件）

- 第21条 流入水の処理に伴い発生する汚泥等の処理は、別紙3に定めるところによる。
- 2 流入基準が満たされているにもかかわらず、受託者が別紙3に定める汚泥処理の条件を満たしていなかったときは、別紙6の対応手順に基づき、委託者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は

改善計画書の提出を命じられてから7日以内に改善計画書を委託者に提出しなければならない。受託者は委託者に確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

- 3 流入基準が満たされているにもかかわらず、受託者が別紙3に定める汚泥処理の条件を満たしていなかったときは、委託者は、別紙6及び別紙11に定められた基準に従い業務委託費の減額をすることができる。
- 4 別紙6に示す、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により、受託者が別紙3に定める汚泥処理の条件を満たせないときは、前項の規定にかかわらず、委託者は、業務委託費の減額等を行わないものとする。また、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により、受託者が別紙3に定める汚泥処理の条件を満たせないときは、受託者は、受託者に生じた追加費用（受託者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く）を委託者に請求することができるものとする。

#### （引継事項）

第22条 受託者は、業務開始後可能な限り速やかに、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（本契約の終了又は解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、別紙8に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。受託者は、引継事項を作成したときは、速やかに委託者に提出するものとする。

- 2 委託者は、いつでも、受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 3 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨を報告するものとする。

### 第4章 保全管理業務

#### （本件施設の保全管理）

第23条 受託者は、本件施設の保全管理業務を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず本件施設の修繕・改築等が行なわれていないことにより、前項の義務を履行することが著しく困難であると合理的に判断される設備については、受託者は前項の義務を負わないものとする。

#### （修繕）

第24条 本件施設において、設備等の修繕の必要が生じた場合、受託者は、修繕が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により委託者に対し報告するものとする。

- 2 委託者は、前項の報告があった場合において、受託者に、受託者の費用において設備等の修繕を要求することができる。ただし、当該修繕は、その費用が1件当たり250万円未満（見積り、税込）、別途定める年間上限額未満（見積り、税抜）とし、その判断は受託

者の見積を勘案して委託者が行うものとする。

- 3 受託者は、緊急の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、必要最低限の修繕を行うものとし、その費用の負担については委託者及び受託者との協議によるものとする。
- 4 受託者は、修繕計画を各年度単位で履行することを基本とする。なお、各年度内の修繕実績集計額が各年度の修繕設計額に対して過不足が生じた場合には、その費用の負担については委託者及び受託者との協議によるものとする。
- 5 受託者は、修繕業務の実施箇所における修繕業務を完了したときは、その旨を委託者に報告しなければならない。

#### (施設等の改善請求)

第25条 受託者は、本件業務を実施する上で、委託者の責に帰すべき事由により本件施設に関わる施設、設備及び機器等に支障が生じた場合、委託者に対しその改善請求を行うことができる。

- 2 受託者は、前項の改善請求を行う場合、次の事項を明らかにした改善請求書を提出しなければならない。
  - (1) 改善が必要な理由
  - (2) 必要な改善措置案
  - (3) 正常な管理を行ってきた記録（証拠の添付）
- 3 委託者は、改善請求書の提出があった場合、受託者と協議し、委託者は必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

#### (回復措置請求)

第26条 第37条第1項及び第2項に規定する履行監視・評価の結果、第23条に規定された保全管理がなされていないと委託者が判断した場合、委託者は、違反内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は、改善計画書の提出を命じられてから10日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。受託者は、確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

- 2 委託者は、前項の期限内に受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、又は改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。
- 3 受託者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、委託者に対し、前項の書面の交付を受けた後7日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。
- 4 委託者は、前項の書面を受領した後14日以内に、受託者に対して、回復措置請求を撤回

するか否かを書面により通知するものとする。

- 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、受託者及び委託者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から14日以内に相手方に対して提出するものとする。
- 6 前項によっても意見が一致しない場合、委託者及び受託者は、専門家による仲裁を請求することができる。仲裁人は、委託者及び受託者と利害関係を有せず、かつ本件業務について十分な知識を有する者の中から、委託者及び受託者が1名ずつ選任し、選任された仲裁人が協議によりさらに1名を選任する。仲裁は、3名の仲裁人による多数決により行うものとする。仲裁に要する費用は自らが選任した仲裁人については各自が負担するものとし、仲裁人により選任された仲裁人については、その主張が認められなかった当事者が負担するものとする。
- 7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。
- 8 委託者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考える場合、本条第3項から第5項に規定された手続きがなされ、又は、本条第6項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受託者に命じることができる。ただし、本条第3項から第5項に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、又は、本条第6項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、委託者はこれによって受託者に生じた損害を賠償するものとする。

#### (関連業務の調整)

第27条 委託者は、受託者の履行する業務及び委託者等の発注に係る第三者の施工する他の工事、修繕、委託、調査等（以下、「工事等」という。）が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工について、調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、第三者の行う工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (貸与品)

- 第28条 委託者は、業務の実施に必要な備品、鍵、完成図書及び特殊工具を受託者に無償で貸与するものとする。
- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に借用書及び台帳を提出しなければならない。
  - 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 4 受託者は、業務が完了したときは、貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合、委託者は受託者の立ち会いの上で貸与品の検査を行うものとする。
  - 5 受託者は、その責に帰すべき事由により、貸与品等が滅失又はき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、又は、修理その他原状回

復に必要な費用を委託者に支払わなければならない。

## 第5章 環境計測、業務報告等

(要求水準を満足しない場合の対応)

第29条 受託者は、別紙3に示す要求水準を満たしているかを確認するため、別紙9に示す計測を行う。計測の結果、別紙3に示す要求水準を満たしていない場合、受託者は第18条から第21条及び別紙6に規定された措置を行うものとする。

2 受託者は、前項に定める計測の結果並びに受託者が行った措置について、第30条の規定に従って計測項目ごとに委託者に報告する。

(業務の報告)

第30条 受託者は、本件施設の点検及び第29条に規定する環境計測の結果について、別紙10に従い日誌を作成する。受託者は、委託者から請求があった場合、速やかに日誌を委託者に提出するものとする。

2 受託者は、月報及び年報を作成し、翌月の7日までに委託者に提出する。月報及び年報に記載すべき事項は別紙10によるものとする。

3 委託者は、日誌、月報及び年報の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

4 受託者は、作成した日誌を、契約期間終了後に委託者へ提出するものとする。

5 受託者が委託者に提出すべき書類の各種様式は、委託者、受託者双方で調整して定めるものとする。

## 第6章 委託者の義務

(委託費等の支払)

第31条 委託者(委託者から委託を受けた機関を含む)は、前条第2項の月報を受領したときは、受領した日から10日以内に月報の内容を検査し、受託者にその結果を通知する。

2 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 第1項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

4 受託者は、第1項(第3項で準用される場合を含む。)の検査結果の合格通知を受けた後、対象月の流入水量や放流水質管理基準等の達成状況等をもとに、別紙11に従い各月の業務委託費(本契約に従い受託者が委託者に請求できる費用を含む。)を算定する。ただし、受託者が本契約に違反した場合、委託者は、別紙11に定めるところにより、委託者が支払う業務委託費の額を減額することができるものとする。

5 委託料の支払いは月払いの方法によるものとし、委託者は、受託者から適法な請求書類を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に業務委託費を支払うものとする。

る。ただし、委託者の支払い手続き時において、受託者が本契約に違反している場合に限り、委託者は、当該違反の是正が確認されるまで業務委託費の支払いを留保することができる。

- 6 委託者が第1項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、委託者は、業務委託費を支払うものとする。

(緊急対応又は創意工夫等に基づく契約変更)

第32条 大雨時等の緊急対応や災害時対応を受託者が行った場合に、委託者と受託者で協議を行い、委託者が精算することが適当と認めた場合には、受託者は、業務委託費の増額を請求することができる。

- 2 受託者は、創意工夫又は効率的な運転管理その他改良事項を発見し、又は発案したときは委託者に対して当該発見又は発案に基づき本件仕様等の変更を提案することができる。ユーティリティ費用を削減できた場合は、委託者と受託者で協議を行い、相手方に対して業務委託費の変更を請求することができる。

なお、受託者は、ユーティリティ費用の削減対策を実施する場合は、内容、実施期間及び削減する費用の算出方法等について、事前に委託者へ提出するものとする。

- 3 委託者又は受託者は、前2項の規定に基づく請求があった時は別紙12に従い、委託費の見直しを行うものとする。

(著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更)

第33条 委託者又は受託者は、委託期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託費の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託費（業務委託費から当該請求時の出来形部分に相応する業務委託費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務委託費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務委託費の1,000分の15を超える額につき、業務委託費の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残業務委託費及び変動後残業務委託費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条

に基づく業務委託費変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により委託期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託費が不相当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定によるほか、業務委託費の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、委託期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託費が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託費の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、業務委託費の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 9 委託者又は受託者は、第1項、第5項、第6項の規定に基づく請求があつた時は別紙12に従い、委託費の見直しを行うものとする。

#### (業務委託費の限度額)

第34条 本契約において、各会計年度における業務委託費の支払の限度額は、次のとおりとする。

令和7年度	金	円
令和8年度	金	円
令和9年度	金	円
令和10年度	金	円
令和11年度	金	円

- 2 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。この場合委託者は、受託者に事前に通知しなければならない。

#### (施設の改築)

第35条 下水道等管理者が行うべき本件施設の改築を行わなかったことにより受託者に発生する費用については、受託者は負わないものとする。

- 2 下水道等管理者により要求水準書別表-1に定める施設の改築が行われたことにより受託者の運転に要する費用が減少した場合、委託者は減少した費用にかかる業務委託費の減額を請求することができる。

#### (契約不適合責任)

第36条 委託者は、引き渡された修繕部分が本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、修繕部分の修繕のやり直し又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託費の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (履行監視・評価)

第37条 委託者は、随時、委託者の費用で、委託者又は委託者が選任した第三者機関（検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関をいい、以下「機関」という。）に委託することにより、別紙5の事業・業務実施計画で定められた運転管理及び保全管理の手順・方法・頻度等のプロセスの履行状況の確認や、別紙3及び別紙4に記載した要求水準に対し、運転管理プロセスや保全管理プロセスによって得られた成果の評価を行うものとし、受託者はこれに協力するものとする。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。

2 委託者又は機関は、前項の履行監視・評価を行うために、通常の営業時間内において、本件施設へ立ち入ること、また、適宜受託者に説明や必要な資料の提供を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

3 受託者は、委託者の求めにより、第1項で定める履行状況の確認及び成果の評価に関する報告書を作成し、委託者へ提出するものとする。なお、第4条第2項に基づく一部委託を行う業務に対しても、受託者が作成するものとする。

## 第7章 損害賠償

#### (損害賠償)

第38条 受託者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受託者は委託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- (1) 第18条第5項に定める場合
  - (2) 第23条第1項に違反したことにより委託者に損害が生じた場合
  - (3) 第40条第2項に定める場合
  - (4) 前各号のほか、受託者の本契約規定への違反その他受託者の責に帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合
- 2 委託者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、委託者は受託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- (1) 第17条第2項に定める場合
  - (2) 前号のほか、委託者の本契約規定への違反その他委託者の責に帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合
- 3 受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責に帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができる。
- 4 委託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、委託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責に帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受託者は委託者に対して求償権を行使することができる。
- 5 不可抗力により第三者に損害が生じた場合、原則として委託者が当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。
- 6 委託者及び受託者は、別紙13に示す保険に加入するものとする。
- 7 本契約は、第三者に対して別紙3に示す放流水質管理基準による放流を保証するものではない。

(責任範囲)

第39条 受託者及び委託者の責任範囲については別紙1に従うものとする。

## 第8章 契約終了

(期間満了による終了)

第40条 期間満了により終了した場合、受託者は以下の義務を負う。

- (1) 受託者は、新たに本件施設を運転する者に対し、本件施設が別紙4に示す保全管理等要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項を引き渡すものとする。
- (2) 受託者は、契約終了の年度に施設機能の確認を行い、その報告書を契約終了の60日前までに委託者へ提出するものとする。

2 委託者は、自ら、又は本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認められた機関に委託することにより、契約終了の60日前から30日前までの期間内において委託者が決定した日に、施設機能の評価を行う。

施設機能の評価の結果、本件施設が保安全管理等要求水準を満たしていないと委託者が判断した場合、委託者は、受託者に対し、本件施設が保安全管理等要求水準を満たすために必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができる。

ただし、委託者は、施設機能の評価を実施した日から20日以内に、請求するものとする。

3 前項の評価後契約終了時まで、本件施設について別紙4に示す保安全管理等要求水準の未達が判明した場合、委託者は、これにより委託者に生じた損害及び費用を受託者に請求することができる。ただし、委託者は、契約終了後10日以内に、違反の内容を受託者に対して通知するものとする。

4 本条第2項による請求がなされた場合、第26条第3項から第7項の規定を準用する。

(委託者による契約解除)

第41条 受託者について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、委託者は、受託者に対する通知により直ちに契約を解除することができる。ただし、債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務の着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 第5条に掲げる者を設置しなかったとき。

(3) 第18条第5項に該当する場合(ただし、別紙6で定められた契約解除の条件を満たす場合に限る)。

(4) 第26条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合。ただし、受託者による不服の申立てにより同条第3項から第5項に規定する手続きがなされている期間及び同条第6項による仲裁がなされている期間においては、回復措置請求に従わないことを理由に解除することはできない。

(5) 第46条第1項の表明・保証に違反した場合。

(6) 前各号のほか受託者が本契約の規定に違反し、委託者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から7日以内に正当な理由なく違反が是正されなかった場合。

(7) 小切手又は手形の不渡があった場合(ただし、2号不渡を除く)。

(8) 本契約等に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合。

(9) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
  - ク 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（受託者が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（受託者が株式会社である場合に限る。）、その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき。
- 2 第1項の規定にかかわらず、委託者は1箇月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。ただし、契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、本契約の当該年度の契約額を上限とし、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額及びその支払期限は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 3 第40条第1項第1号の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、委託者が施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が保安全管理等要求水準を満たしていないと委託者が判断した場合、委託者は、受託者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受託者の負担において行うことを受託者に対して請求することができる。
- 4 前項による請求がなされた場合、第26条第3項から第7項の規定を準用するものとする。

（談合等による契約解除）

第42条 委託者は、受託者が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受託者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

- (2) 受託者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
  - (3) 前二号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受託者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
  - (4) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号により規定する刑が確定したとき。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（違約金）

- 第43条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託費の100分の10を違約金として委託者の指定する期日までに委託者に支払うものとする。
- (1) 第41条第1項及び第42条の規定により本契約が解除されたとき。
  - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責に帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次のいずれかに掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
- (1) 委託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 委託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 委託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（損害賠償の予定）

- 第44条 受託者は、第42条第1項各号のいずれかに該当するときは、本件業務の終了の前後を問わず、又は委託者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託費の100分の10に相当する金額を委託者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他委託者が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による損害賠償金は、受託者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を委託者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定による損害賠償金は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する損

害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受託者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(受託者による契約解除)

第45条 受託者は、委託者が各号のいずれかに該当した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託者が、業務委託費の支払いを1ヶ月以上遅延した場合

(2) 受託者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合

(3) 第46第2項の表明・保証に違反した場合

2 前項により契約が解除された場合、受託者は、委託者に対して、これにより生じた損害を請求することができる。

3 第41第3項及び第4項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

4 第1項に定める場合が受託者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、契約の解除をすることができない。

## 第9章 その他

(表明及び保証)

第46条 受託者は、委託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

(1) 受託者による本件業務の遂行が受託者に適用される一切の法令に違反しないこと。

(2) 第41条第1項第7号から第9号に規定する事由が生じていないこと。

(3) 公租公課を滞納していないこと。

(4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受託者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。

(5) 委託者から指名停止の処分を受けていないこと。

(6) 本契約に関し、受託者が委託者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。

2 委託者は、受託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

(1) 委託者が受託者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。

(2) 本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。

3 前項に規定された事項に変更が生じた場合、委託者又は受託者は、それぞれの相手方に

対して速やかに通知するものとする。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第47条 受託者は、業務の内容が本件仕様書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(条件変更等)

第48条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 本件仕様書（委託者が受託者選定の際に提供した本件施設の現況に関する資料等委託者が提供した本件施設に関する資料を含む。本条において、以下同じ。）に誤謬又は脱漏があること。

(2) 本件仕様書の表示が明確でないこと。

(3) 業務実施上の制約等本件仕様書に示された自然的又は人為的な業務実施条件と実際の業務実施条件が相違すること。

(4) 本件仕様書に明示されていない業務実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聞いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、予め、受託者の意見を聞いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、本件仕様書の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により本件仕様書の変更又は訂正が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者による委託内容の変更)

第49条 委託者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本件業務の内容の変更を希望する場合、受託者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の

3箇月前までに変更案（業務委託費部分を含まない。本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 受託者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1箇月以内に、委託者に対し、変更案に対応する業務委託費に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容及び別紙11と同様の内容を含むものとする）を提出するものとする。
- 3 委託者は、受託者に対し、前項の見積りを受領してから1箇月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 委託者が見積りを承諾しない旨を受託者に対して通知した場合、委託者及び受託者の協議により変更案及び業務委託費を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる）、委託者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受託者に対して通知するものとする。委託者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第40条及び第41条第2項ただし書を準用する。
- 5 委託者は、公益上やむをえない事由がある場合、第1項の期間を短縮することができる。この場合、受託者は変更案の受領後、可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

#### （受託者による委託内容の変更）

第50条 受託者は、本件業務の内容の変更を希望する場合、委託者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の3箇月前までに変更案（業務委託費部分を含む。本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、受託者は、事前に変更案について委託者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 委託者は、受託者に対し、前項の変更案を受領してから1箇月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

#### （不可抗力）

第51条 不可抗力（流入水質及び流入水量が、別紙2に示す流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）により、本件業務が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減することができるよう努めるものとする。これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は過失によって要した費用が増

加した場合は、当該増加分は受託者の負担とする。

- 2 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の業務委託費については、固定的経費相当分を支払うものとする。
- 3 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、委託者の負担とする。

#### (経費の負担)

第52条 受託者が業務履行上負担する経費は、要求水準書別表-11に定めるものとする。

#### (契約の変更)

第53条 第49条から第51条に定めるほか、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

#### (契約上の地位の譲渡等)

第54条 受託者は、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (通知)

第55条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 委託者の受託者に対する通知は、委託者の定める方式により受託者が委託者に届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 前項の届出内容に変更があった場合、受託者は速やかに委託者に届け出なければならない。

#### (暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第56条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

#### (秘密保持)

第57条 委託者及び受託者は、次の各号に該当する場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の履行に伴い相手方から入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
- (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合（議会の開示請求がある場合を含む。）において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
- (5) 委託者又は受託者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (6) 相手方が書面により承諾した場合。
- (7) 本契約が第41条又は第42条のいずれかにより解除された場合において、解除後に本件施設に関する業務を承継する者に対して事業実施計画を開示する場合。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

（個人情報保護）

第58条 受託者は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙14を守らなければならない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第59条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 委託者及び受託者は、本契約に関する一切の紛争については、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。